

社外取締役メッセージ

社会インフラとしての「継続性」を支え、 持続的な企業価値向上を実現する ガバナンスを目指して

株式会社メディopalホールディングス
社外取締役

昌子 久仁子



変革期を迎える中で、取締役会では どのような議論が行われていますか。

当社は現在、中長期的な成長を見据えた戦略投資を推進しており、経営に大きな影響を与える重要案件について、取締役会で活発な議論を重ねています。

中でも、(株)PALTACの完全子会社化は、親子上場に伴うガバナンス上の課題や利益相反リスクの解消に加え、医療用医薬品と日用品の物流融合、データ連携によるグループシナジーの最大化を見据えた重要な意思決定でした。社内外の取締役がそれぞれの専門性や経験に基づき、多角的な視点から十分な議論を尽くした結果、最適な判断に至ったと考えています。

現在の取締役会では、社外取締役と社内取締役が率直かつ建設的な議論を重ねており、意思決定機能と監督機能の双方が十分に発揮されていることを実感しています。

独立社外取締役として、経営判断の健全性・妥当性を客観的な立場から検証し、持続的な企業価値向上に資するガバナンスの実効性を高めています。

経営の持続可能性に向けて、 指名・報酬委員会では何を重視していますか。

私は2026年度より、指名委員会および報酬委員会の委員長を務めています。

指名委員会における最も重要なテーマは、取締役会実効性評価でも課題として認識されたサクセッションプラン(後継者計画)の高度化と、次世代経営人材の計画的な育成であると考えています。経営の持続可能性を支える重要な基盤として、社外取締役の客観的な視点から主体的に議論をリードしていきます。

また、取締役会の多様性の確保も基盤となるテーマであり、単に構成比率を満たすことを目的とするのではなく、企業価値に資する多様性を実現することが重要です。女性取締役比率の向上に加え、候補者となる人材パイプラインの充実にも目を配りながら、多様な経験や専門性を備えた取締役会の構成を目指していきます。

報酬委員会では、中長期的な企業価値向上と役員のインセンティブを連動させる報酬制度のあり方について継続的

に議論しています。企業価値向上への実効性や制度設計の妥当性を十分に見極めながら、最適な報酬体系の構築に向けて引き続き検討を深めていきます。

社会インフラとしての役割を果たしつつ、 市場や投資家の期待に どのように応えていきますか。

当社は社会インフラとして医療・健康を支える使命を担っています。そのため、短期的な利益のみを追求するのではなく、社会や事業環境の変化に柔軟に対応しながら事業の継続性を確保し、安定的に価値を提供し続けることが企業としての重要な責務であると考えています。

一方で、JCRファーマ(株)との共同開発をはじめ、成果の創出までに一定の時間を要する投資については、投資回収の確実性や資本効率の観点から市場の関心が高いことも十分認識しています。こうした案件については、進捗や成果を継続的にモニタリングするとともに、資本効率を含めた観点から取締役会で議論を一層深めていく必要があると考えています。

投資家の皆さまにおかれましては、社会インフラとしての当社の役割をご理解いただき、短期的な業績だけでなく、中長期的な企業価値創造の視点から当社をご評価いただければ幸いです。今後も株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を重ねながら、「持続可能な経営とガバナンス」の実現を通じて、長期的な企業価値の向上に取り組んでいきます。

役員一覧（2026年6月24日現在）

取締役

	1979年 8月 クラヤ薬品(株)(現・当社)入社 1990年12月 同社取締役 1994年12月 同社常務取締役 2000年 4月 (株)クラヤ三星堂(現・当社)取締役 2004年 4月 クラヤ三星堂分割準備(株) (現・(株)メディセオ)代表取締役社長 2007年 6月 (株)メディセオ・パルタックホールディングス (現・当社)常務取締役 2008年 6月 当社専務取締役 2011年 4月 当社代表取締役副社長 2012年 4月 当社代表取締役社長(現任) 4月 (株)メディセオ代表取締役会長 2020年 6月 当社グループコンプライアンス管掌(現任) 2022年 4月 (株)メディセオ取締役相談役(現任)
代表取締役社長 渡辺 秀一	
グループコンプライアンス 管掌 (指名・報酬委員会 指名委員)	
所有株式数 177千株	

	1984年 4月 クラヤ薬品(株)(現・当社)入社 2004年10月 (株)メディセオホールディングス(現・当社) 営業戦略部専任部長 2005年10月 (株)メディセオ・パルタックホールディングス (現・当社)営業戦略部長 2008年 7月 当社執行役員 2009年10月 (株)メディセオ執行役員ソリューション部長 2010年 4月 同社営業戦略本部副本部長 2011年 4月 同社営業戦略部長 2012年 4月 同社戦略本部長 6月 同社取締役 2012年10月 当社執行役員事業開発本部副本部長 2015年10月 当社事業開発本部調剤戦略部長 2017年 4月 (株)メディセオ東京支社副支社長 兼 東京統括営業部長 兼 東京卸営業部長 2019年 4月 同社東京支社長 2022年 4月 同社代表取締役社長(現任) 2022年 6月 当社取締役 2024年 6月 当社医薬事業副担当 2026年 4月 当社医薬事業担当(現任) 2026年 6月 当社常務取締役(現任)
常務取締役 今川 国明	
医薬事業担当	
所有株式数 10千株	

	1995年 4月 (株)三和銀行(現・(株)三菱UFJ銀行)入行 2000年 4月 株式会社新和パルタック (現・(株)PALTAC)入社 2016年 4月 同社執行役員近畿支社長 2019年 4月 同社常務執行役員商品本部長 2020年10月 同社常務執行役員東京支社長 2021年 4月 同社専務執行役員東京支社長 2023年 4月 同社副社長執行役員兼COO 2023年 6月 同社代表取締役社長(現任) 6月 当社取締役(現任) 2025年 6月 当社化粧品・日用品、OTC事業担当(現任)
取締役 吉田 拓也	
化粧品・日用品、 OTC事業担当	
所有株式数 1千株	

	1977年 4月 (株)三星堂(現・当社)入社 2004年 7月 (株)クラヤ三星堂(現・当社)執行役員 2007年 6月 (株)メディセオ・パルタックホールディングス (現・当社)取締役 2009年10月 (株)メディセオ取締役 2010年 6月 同社常務取締役 2012年 4月 同社代表取締役社長 6月 当社医薬事業担当 2016年 6月 当社専務取締役 2019年 6月 当社取締役副社長 2022年 4月 (株)メディセオ代表取締役会長(現任) 2023年 3月 日医工(株)社外取締役会長(現任) 2025年 5月 当社代表取締役副社長(現任)
代表取締役副社長 長福 恭弘	
所有株式数 56千株	

	2008年 9月 (株)アトル入社 2009年 6月 同社取締役 2013年 4月 同社代表取締役社長 6月 当社取締役 2016年 6月 当社IT事業担当 2018年 4月 当社システム担当 2018年10月 当社システム本部長 2021年10月 当社システム担当 2025年 6月 当社システム・DX担当(現任) 2025年12月 (株)エムティーアイ・ヘルスケア・ ホールディングス取締役(現任) 2026年 4月 当社経営企画本部長 兼 CSR委員会委員長 (現任) 2026年 6月 当社常務取締役(現任)
常務取締役 渡辺 紳二郎	
システム・DX担当 兼 経営企画本部長 兼 CSR委員会委員長	
所有株式数 36千株	

	1986年 4月 大日本製薬(株) (現・住友ファーマ(株))入社 2015年 4月 DSP五協フード&ケミカル(株) (現・MP五協フード&ケミカル(株)) 執行役員事業開発部長 2016年 4月 同社執行役員 経営管理本部長 2017年 6月 同社取締役 執行役員 経営管理本部長 2023年 6月 同社代表取締役社長(現任) 2025年 6月 MPアグロ(株)取締役(現任) 当社取締役(現任) 当社アグロ・フーズ事業担当(現任)
取締役 脇田 英充	
アグロ・フーズ事業担当	
所有株式数 - 株	

	1985年 4月 日本勧業角丸証券(株)入社 1989年 5月 UBS証券会社入社 1996年 7月 INGベアリング証券会社入社 2000年12月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 2008年10月 パークレイズ・キャピタル証券(株)入社 同社マネージングディレクター 2010年 6月 当社取締役 2012年 4月 当社常務取締役 当社IR担当 兼 事業開発本部長 2016年 5月 SPLine(株)取締役 5月 メディエ(株)取締役 6月 (株)メディセオ取締役 2018年 2月 JCR USA, Inc.取締役(現任) 6月 当社専務取締役(現任) 6月 JCRファーマ(株)社外取締役(現任) 2020年 1月 当社事業開発本部事業投資部長 2021年 5月 (株)ファルフィールド取締役 2022年 6月 当社事業開発本部長(現任) 2023年 6月 当社IR担当(現任)
専務取締役 依田 俊英	
IR担当 兼 事業開発 本部長 (指名・報酬委員会 報酬委員)	
所有株式数 14千株	

	1990年10月 中央監査法人福岡事務所入所 1994年 3月 公認会計士登録 2004年 7月 (株)アトル入社 2004年10月 同社取締役(現任) 2007年 1月 (株)メディセオ・パルタックホールディングス (現・当社)主席執行役員 事業改革・ IT戦略委員会事務局長 2009年 6月 (株)アトル代表取締役 2011年 6月 同社代表取締役専務 2013年 4月 同社代表取締役副社長 2014年10月 当社主席執行役員 管理本部財務経理部長 2017年 4月 当社グループ経理担当 2018年 6月 当社管理本部 経営企画・広報部長 2018年11月 (株)カラダメディカ(現・(株)エムティーアイ・ ヘルスケア・ホールディングス)監査役(現任) 2021年 4月 当社管理本部 経営企画部長 2022年 7月 当社財務戦略担当 兼 管理本部副本部長 2023年 6月 東七(株)監査役(現任) 2024年 4月 当社財務戦略担当 兼 管理本部副本部長 兼 財務経理部長 2026年 6月 当社財務戦略担当(現任) 当社取締役(現任)
取締役 鍍水 博司	
財務戦略担当	
所有株式数 1千株	

	1975年 4月 旭化成(株)入社 2003年10月 旭化成ファーマ(株)執行役員 2010年 4月 同社代表取締役社長 兼 社長執行役員 2011年 4月 旭化成(株)執行役員 2014年 4月 同社社長執行役員 2014年 6月 同社代表取締役社長 2016年 6月 同社常任相談役 2016年 8月 当社顧問 2017年 6月 当社社外取締役(現任) 2019年 6月 (株)ダイセル社外取締役(現任) 6月 東京センチュリー(株)社外取締役(現任) 2021年 6月 公益財団法人がん研究会理事長(現任) 2022年 6月 旭化成(株)相談役 2024年 6月 旭化成(株)特別顧問(現任) 2026年 6月 JCRファーマ(株)社外取締役(現任)
社外取締役 浅野 敏雄	
(指名・報酬委員会 委員)	
所有株式数 9千株	

※ 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示。また、役員持株会にて保有する株式の数は含まない



1977年 4月 持田製菓(株)入社
1986年 7月 ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)入社
2002年 9月 テルモ(株)入社
2004年 6月 同社執行役員
2007年 6月 同社上席執行役員
2010年 6月 同社取締役上席執行役員
2017年 4月 同社取締役顧問
6月 同社顧問
2018年 6月 当社社外取締役(現任)
6月 ニチレイ社外取締役
2019年 3月 DIC(株)社外取締役
4月 神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科教授
2024年 4月 神奈川県立保健福祉大学シニアフェロー
(現任)

社外取締役
昌子 久仁子
(指名・報酬委員会 委員長)

所有株式数 - 株



1981年 4月 (株)第一勧業銀行(現・(株)みずほ銀行)入行
2004年10月 みずほ総合研究所(株)上席理事調査本部
副本部長チーフエコノミスト
2009年 6月 同社常務執行役員調査本部副本部長
2010年 4月 同社常務執行役員企画管理本部長
4月 武蔵野音楽大学講師
2017年 4月 みずほ総合研究所(株)専務執行役員
企画管理本部長
2019年 5月 中央不動産(株)
(現・中央日本土地建物(株))顧問
6月 森永製菓(株)社外監査役
2021年 6月 当社社外取締役(現任)
2024年 3月 (株)白洋舎社外監査役(現任)

社外取締役
岩本 洋
(指名・報酬委員会 委員)

所有株式数 - 株



1997年 4月 最高裁判所司法研修所入所
1999年 4月 最高裁判所司法研修所修了
北村一夫法律事務所入所
2002年11月 中町誠法律事務所入所
経営法学会議員
2012年 1月 中町誠法律事務所パートナー (現任)
2016年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科
法科大学院客員准教授
2019年 5月 ウエルシアホールディングス(株)社外取締役
2023年 5月 経営法学会議員常任幹事(現任)

社外取締役
中井 智子
(指名・報酬委員会 委員)

所有株式数 - 株

監査役



1974年 4月 本郷薬品(株)(現・当社)入社
2004年 7月 (株)クラヤ三星堂(現・当社)執行役員
2012年 4月 当社主席執行役員
4月 当社グループ経理担当 兼 財務経理部長
2013年 6月 MPアグロ(株)監査役
2014年10月 当社グループ経理担当
2015年 1月 桜井通商(株)
(現・MP五協フード&ケミカル(株))
監査役
6月 当社常勤監査役(現任)
2017年 6月 (株)メディセオ監査役(現任)
2020年 6月 (株)エパルス監査役

常勤監査役
平澤 利夫

所有株式数 38千株



1983年 4月 (株)三星堂(現・当社)入社
2007年 4月 (株)クラヤ三星堂(現・(株)メディセオ)
経理部長
2012年 4月 当社財務経理部副本部長
2017年 4月 当社財務経理部長
7月 当社執行役員
2023年 4月 当社財務経理担当
6月 メディopalフーズ(株)
(現・MP五協フード&ケミカル(株))監査役
(株)アステック監査役(現任)
6月 当社常勤監査役(現任)
2024年 6月 MPアグロ(株)監査役(現任)

常勤監査役
橋田 一夫

所有株式数 10千株



1981年 4月 弁護士登録
1996年12月 クラヤ薬品(株)(現・当社)社外監査役
2001年11月 NS総合法律事務所所長(現任)
2003年 6月 (株)クラヤ三星堂(現・当社)社外監査役
2007年 6月 明治乳業(株)社外監査役
2009年 4月 明治ホールディングス(株)社外取締役
2011年 6月 (株)りそな銀行社外取締役
2012年 6月 (株)りそなホールディングス社外取締役
2015年 6月 同社社外取締役監査委員長
2019年 6月 当社社外監査役(現任)
2022年 6月 サンケン電気(株)社外取締役
2025年 6月 公益財団法人がん研究会監事(現任)

社外監査役
佐貫 葉子

所有株式数 5千株



1987年 3月 税理士登録
1991年 4月 市野初芳税理士事務所開業
1995年 4月 愛知学院大学商学部専任講師
2000年 4月 愛知学院大学商学部助教授
2006年10月 愛知学院大学商学部教授
2010年 4月 総務省自治大学校税務専門課程非常勤講師
(現任)
2011年 4月 青山学院大学大学院
国際マネジメント研究科教授(現任)
2018年 6月 税理士法人カノン所属税理士(現任)
2023年 6月 当社社外監査役(現任)

社外監査役
市野 初芳

所有株式数 - 株



1982年 4月 三菱化成工業(株)
(現・三菱ケミカル(株))入社
2009年 6月 田辺三菱製薬(株)取締役執行役員
製品戦略部長
2012年 4月 同社取締役常務執行役員開発本部長
2014年 4月 同社代表取締役専務執行役員
2014年 6月 同社代表取締役社長 社長執行役員
2020年 4月 同社取締役
2020年 6月 同社相談役
2022年 7月 当社顧問
2023年 6月 サイクルグループホールディングス(株)
社外取締役(現任)
2025年 6月 当社社外監査役(現任)
6月 JCRファーマ(株)社外監査役(現任)

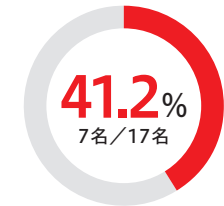
社外監査役
三津家 正之

所有株式数 - 株

※ 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示。また、役員持株会にて保有する株式の数は含まない

基本的な考え方

独立役員比率



The diagram illustrates the corporate governance structure, organized into three main horizontal layers:

- Top Layer (Shareholders' Meeting):** 株主総会 (Shareholders' Meeting).
- Middle Layer (Board and Committees):**
 - 取締役会 (Board of Directors):** Elected and dismissed by the Shareholders' Meeting. It oversees the Representative Director and manages the Compliance & Risk Management Committee.
 - 監査役会 (Board of Auditors):** Elected and dismissed by the Shareholders' Meeting. It audits the Board of Directors and the Representative Director.
 - 会計監査人 (監査法人) (External Auditor):** Elected and dismissed by the Shareholders' Meeting. They perform external audits.
 - 指名・報酬委員会 (Nomination and Remuneration Committee):** Provides advice and reports to the Board of Directors.
 - コンプライアンス・リスクマネジメント委員会 (Compliance and Risk Management Committee):** Provides advice and reports to the Board of Directors.
- Bottom Layer (Operational and Support Functions):**
 - 代表取締役社長 (グループコンプライアンス管掌) (Representative Director, Group Compliance Officer):** Oversees the entire group's compliance.
 - グループ社長会 (Group Board of Directors):** Provides advice and reports to the Representative Director.
 - コンプライアンス統括室 (Compliance Management Office):** Provides advice and reports to the Representative Director.
 - CSR委員会 (CSR Committee):** Collaborates with the Compliance Management Office.
 - 担当取締役 (Responsible Director):** Oversees the various departments.
 - 各部門 (Various Departments):** Execute the company's operations.
 - 監査室 (Audit Room):** Performs internal audits.

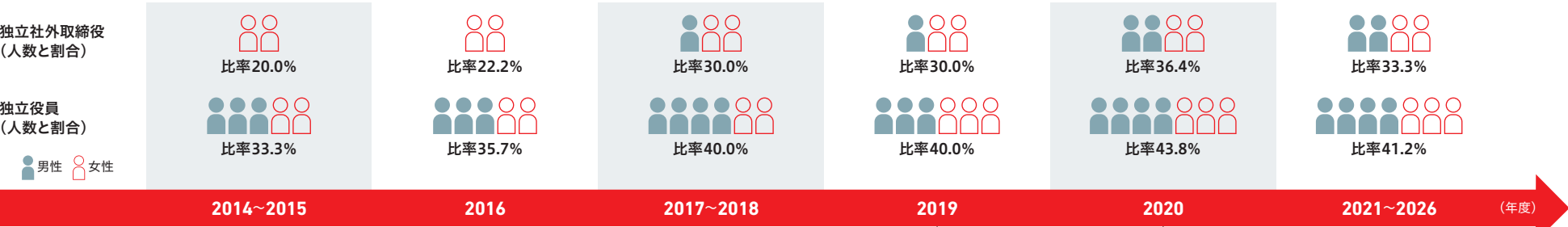
Key Relationships and Flows:

- 株主総会** → 選任・解任 → **取締役会**, **監査役会**, **会計監査人**
- 取締役会** → 監督 → **代表取締役社長**
- 取締役会** ↔ 諮問・答申 / 報告 ↔ **指名・報酬委員会**
- 取締役会** → 報告 → **コンプライアンス・リスクマネジメント委員会**
- 監査役会** → 監査 → **代表取締役社長**, **グループ社長会**, **監査室**
- 会計監査人** → 会計監査 → **監査室**
- 代表取締役社長** → 指示・報告 ↔ **グループ社長会**
- 代表取締役社長** → 指示・報告 ↔ **コンプライアンス統括室**
- 代表取締役社長** → 指示・報告 ↔ **担当取締役**
- 代表取締役社長** → 指示・報告 ↔ **各部門**
- グループ社長会** → 連携 → **監査室**
- コンプライアンス統括室** → 連携 → **CSR委員会**
- CSR委員会** → 連携 → **各部門**
- 監査室** → 内部監査 → **各部門**
- 株主総会** → 連携 → **監査室**
- 株主総会** → 連携 → **連結子会社**

コーポレート・ガバナンス体制の概要

機関	取締役会	監査役会	指名委員会・報酬委員会	コンプライアンス・リスクマネジメント委員会
目的・役割	経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討および決定するとともに、業務執行状況の監督機関として設置	取締役の業務執行の適法性・妥当性について厳正な監査を行う機関として設置	取締役の指名・報酬などに関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として設置	当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメントを継続的にモニタリングすることにより、遵法精神に則った企業風土を確立し、適切にリスクを防止・低減することを目的として、取締役会の諮問機関として設置
構成	取締役12名(うち4名社外取締役)で構成(男性10名・女性2名)	監査役5名(うち3名社外監査役)を選任(男性4名・女性1名)	取締役会の決議によって選定された3名以上の委員で構成。委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役とする。監査役および委員長の指名する者も、オブザーバーとして出席可能	グループコンプライアンス管掌(代表取締役社長)を委員長とし、医療用医薬品等卸売事業の営業経験のある業務執行取締役、社外取締役を交えた構成。監査役および委員長の指名する者をオブザーバーとする
開催実績(2025年度)	14回	13回	指名委員会 9回 報酬委員会 2回	4回
社外役員出席率	社外取締役:96.4% 社外監査役:97.4%	97.2%	指名委員会:100% 報酬委員会:100%	75.0%
主な検討事項	● 決算、配当、予算などの定例的な事項 ● 重要な投資案件、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応、政策投資株式保有削減、自己株式取得および消却などの重要事項	● 監査報告の作成、常勤監査役の選定および解職、監査の方針・業務および財産の状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項の決定 ● 会計監査人の選解任または不再任に関する事項や、会計監査人の報酬などに対する同意など、監査役会の決議による事項	● 指名委員会:2025年6月定時株主総会の取締役候補者、後継者計画のプロセス、後継者候補との面談、新任取締役候補者など ● 報酬委員会:2025年6月支給の役員賞与、報酬水準、ペイレシオ、報酬についての考え方など	● コンプライアンスの徹底に関する取り組みと運用状況報告 ● リスクの把握・評価および、防止・低減策の検討・実施 ● 独占禁止法監査報告 ● グループ会社で発生した事案の共有 ● コンプライアンスアンケートの結果報告

ガバナンス体制の変遷／取り組み強化の推移



- 2019
- 2020
- 第三者機関活用による取締役会の実効性評価開始(2020年2月)
 - 指名・報酬委員会設置(2020年3月)
 - 社長直轄組織としてコンプライアンス統括室を設置(2020年6月)
 - コンプライアンス委員会※1設置(2021年1月)

※1 2025年4月1日付でコンプライアンス・リスクマネジメント委員会に名称変更

取締役の選任方針

1. 取締役の選任方針

当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に資するため、コンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組み、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を取締役として選任することを基本方針としています。

(1) 社内取締役

企業経営、ヘルスケア、M&A、ガバナンス、ITなどに関する業務経歴、能力を有し、経営の意思決定および業務執行の監督に携わる者として、当社グループの経営理念の実現にふさわしいリーダーシップ、中長期的視野を持つ者の中から、人格、経験なども総合的に勘案し、候補者としてします。

(2) 社外取締役

企業経営、ヘルスケア、財務・会計、法務、国際などに関する知見および豊富な経験を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況などを総合的に勘案し、候補者としてします。なお、原則として、通算任期は、最長8年もしくは12年(監査役の任期4年×2期もしくは3期)までとし、現に4社以上の上場会社の役員に任ぜられていないことを要件とします。また、別に定める独立性の要件に該当しない場合でも、高い見識、高度な倫理観を有する者を社外取締役候補者とすることができるとします。ただし、この場合であっても、独立社外取締役の比率は3分の1以上とします。

2. 取締役の選任手続き

取締役候補者は、指名・報酬委員会(委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます)による審議、答申を経て、取締役会で決議のうえ、株主総会に付議することとします。代表取締役および役付取締役の選定につ

いても、指名・報酬委員会による審議、答申を経て、取締役会で選定することとします。

3. 取締役の解任手続き

取締役が法令または定款に違反する行為を行った場合、または、職務懈怠などにより、その機能を十分に発揮していないと認められる場合には、指名・報酬委員会による公正かつ厳格な審議を経た上で、取締役会にて審議を行います。

取締役会における多様性の確保についての考え方

当社の取締役会は、ダイバーシティに配慮し、かつ知識・経験・能力をバランスよく備えた複数の社外取締役、社外監査役を含めた適切な構成としています。とりわけ、社外取締役、社外監査役には、元経営者、薬事、会計、法務の専門家など多様な人材がそろっており、実効性が確保されていると考えています。

社外取締役・監査役の活用

当社では、社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、豊富な経験、高い見識、高度な専門性などを重視しており、社外取締役による多様な視点での質疑、意見により、取締役会の議論が活性化し、適切な意思決定がなされることで、コーポレート・ガバナンスの充実につながっていると考えています。当社では、独立社外取締役の比率は3分の1以上としており、取締役12名中、4名が社外取締役であり、いずれも独立社外取締役です。当社の属する業種・規模・事業特性・機関設計・会社を取り巻く環境などを総合的

に勘案すると、十分な人数の独立社外取締役を選任していると考えています。また、当社では、監査役5名中、3名が社外監査役であり、いずれも独立社外監査役です。このように独立社外取締役、独立社外監査役による取締役会の監視・監督体制により、透明性の高い経営を行っています。

社外取締役・監査役の選任理由(2026年6月24日現在)

氏名	選任理由
社外取締役 浅野 敏雄	旭化成ファーマ(株)および旭化成(株)の代表取締役社長などを歴任され、会社の経営に関与された豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいているため
社外取締役 昌子 久仁子	テルモ(株)の取締役などを歴任されるとともに、同社の薬事部門や臨床開発部門の責任者を担ってこられ、かかる豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいているため
社外取締役 岩本 洋	金融業界にて培った財務業務、人事業務の経験とその後の情報・通信業界における豊富なマネジメント経験を有しており、かかる豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の取締役会において、客観的、専門的見地から有益なご意見、適切なご助言をいただいているため
社外取締役 中井 智子	弁護士としての法曹界での専門知識および見識に加え、上場企業の社外取締役を歴任されるなど、企業価値向上のための有用な視点を有しており、かかる豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待されると判断したため
社外監査役 佐貫 葉子	弁護士実務を通じて培われた豊富な経験および企業法務の専門的な知識などをもとに、複数の企業の社外取締役、社外監査役を歴任され、かかる知見を当社の監査に生かしていただくため
社外監査役 市野 初芳	税理士の資格を有しており、現在、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授として「アカウンティング」「財務諸表論」「タックスプランニング」他の科目についての教鞭をとられているほか、総務省自治大学校税務専門課程非常勤講師も務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、かかる豊富な経験および専門的知識などを当社の監査に生かしていただくため
社外監査役 三津家 正之	田辺三菱製薬(株)において、開発部門の責任者を担われるとともに、同社の代表取締役社長などを歴任され、会社経営に深く関与してこられ、かかる豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に生かしていただくため

スキルマトリックスおよび指名・報酬委員会の構成 (2026年6月24日現在)

メディopalグループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を目的に、当社にとって重要な専門性・経験を「経営経験」「営業・マーケティング」「医学・薬学・公益」「財務・会計・金融・M&A」「法務・ガバナンス」「IT・DX」「人事・労務・人材開発」「グローバル」「サステナビリティ」の分野と定め、これらの専門性・経験を有する役員を選任しています。

■委員長 □委員

氏名	専門性・経験 ^{*1}										指名委員会 メンバー	報酬委員会 メンバー	コンプライアンス・ リスクマネジメント 委員会メンバー
	経営経験	営業・ マーケティング	医学・薬学・ 公益	財務・会計・ 金融・M&A	法務・ ガバナンス	IT・DX	人事・労務・ 人材開発	グローバル	サステナ ビリティ				
代表取締役社長 渡辺 秀一	●	●								□		■	
代表取締役副社長 長福 恭弘	●	●										□	
専務取締役 依田 俊英	●			●				●			□		
常務取締役 今川 国明	●	●											
常務取締役 渡辺 紳二郎	●	●				●							
取締役 鎗水 博司	●			●									
取締役 吉田 拓也	●	●		●									
取締役 脇田 英充	●							●					
社外取締役 浅野 敏雄	●		●							□	□		
社外取締役 昌子 久仁子	●		●					●	●	■	■		
社外取締役 岩本 洋				●			●			□	□	□	
社外取締役 中井 智子					●		●			□	□	□	
常勤監査役 平澤 利夫				●									
常勤監査役 橋田 一夫				●									
社外監査役 佐貫 葉子					●				●				
社外監査役 市野 初芳				●					●				
社外監査役 三津家 正之	●		●										

 詳細は招集通知をご参照ください

https://ssl4.eir-parts.net/doc/7459/ir_material/278820/00.pdf

※1 取締役・監査役が有する全ての知見や経験を表すものではない

社外取締役・監査役のサポート体制

社外取締役および社外監査役は、必要に応じて直接またはメール・電話などにより監査室、監査役および監査法人並びに各部門と相互連携を図ることのできる体制を整えており、適宜適切な連携を図っています。また、社外取締役および社外監査役には、取締役会での発言のほか、重要な案件については事前に説明の機会を設けるなどして、忌憚のない意見をいただいています。さらに、子会社の現場をご覧いただく機会も定期的に設けています。

役員報酬

当社は、各役員が経営理念を実現し、企業価値向上と持続的成長に資するよう、その役割と職責にふさわしい報酬水準・体系とすることを基本方針としています。役員報酬は、基本報酬と賞与により構成し、報酬額は、世間水準、財務状況、従業員給与とのバランスなどを考慮して決定しています。なお、取締役の指名・報酬などに関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの

充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しています。

1. 金銭報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬(業績連動報酬等および非金銭報酬等のいずれでもないもの)は、月額固定の「基本報酬」とし、役位に応じて支給する。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容およびその額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、「賞与」として毎年一定の時期に支給する金銭報酬とし、業務執行取締役に対して業績を意識した経営を行うよう動機づけるため、各事業年度の業績(連結営業利益)に応じて、取締役会において支給総額を決定し、これを役位別の基準に基づき配分する。

3. 非金銭報酬等の内容およびその額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点では導入していないものの、従前より、中長期的な業績に連動したインセンティブとして、

企業価値の向上に連動する「株式報酬」を導入する方向で検討を進めており、指名・報酬委員会においても議論を重ねていくこととする。

4. 報酬等の種類ごとの構成割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬は、月額固定の「基本報酬」、短期業績連動報酬の「賞与」により構成し、その構成割合は、役位によって若干異なるものの、「賞与」の割合が概ね25%となることを基本とする。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、「基本報酬」のみとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長に一任するものとする。ただし、代表取締役社長は、個人別の報酬額の原案について、指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとする。指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の委員で構成し、委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めるものとする。また、監査役および委員長の指名する者も、オブザーバーとして出席可能とする。

役員報酬額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員 ^{※2} の員数 (名)
		固定報酬 ^{※1}	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	251	177	74	—	—	9
監査役(社外監査役を除く)	49	49	—	—	—	2
社外取締役	57	57	—	—	—	4
社外監査役	37	37	—	—	—	4

※1 固定報酬には、2025年6月25日開催の第116回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名および社外監査役1名を含んでいます
※2 報酬等の総額が1億円以上である役員はいません

取締役会の実効性評価

当社取締役会は、ガバナンスの実効性向上を目的として、第三者機関の支援を受けながら、取締役および監査役に対する自己評価を実施しています。まず、事務局と第三者機関が連携し、評価のためのアンケートを作成・配布し、その後、各取締役・監査役からの回答を収集し、第三者機関がその内容を分析・評価します。

分析結果は、第三者機関による報告書として取りまとめられ、取締役会に提出されます。取締役会はこの報告をもとに、評価結果を確認するとともに、今後の課題や改善策について議論し、対応方針を決定します。

この一連のプロセスを通じて、取締役会の機能強化と持続的なガバナンス体制の向上を図っています。

実効性評価プロセス

2026年4月
アンケート実施

第三者機関の協力を得て、
各取締役・監査役へ
アンケート実施

2026年5月
アンケート結果の
分析・評価

第三者機関にて
アンケート回答結果の
分析・評価実施

2026年6月
分析・評価報告を
もとに議論

取締役会にて
評価結果をもとに
今後の対応を議論

2025年度に実施した分析・評価の結果と対応状況

分析・評価結果の概要

取締役会の実効性の総評を問うアンケート設問は、全体平均4.2となり、前年比+0.1ptとなりました。
特に取締役会における自由闊達な議論については、非常に高く評価されており、自由記載においても「活発に議論されている」と評価する意見が多数確認されました。
前年との比較でみると、後継者計画、投資家との対話に関する評価がアップしています。
これらの結果を踏まえると、取締役会は概ね実効的に機能しているものと考えられます。

抽出された課題と対応方針

アンケートの結果、以下のような課題が抽出されました。

取締役会の議論

- 最適な機関設計の選択、取締役会の構成についての議論
- 経営戦略・経営計画につき収益力・資本効率等を意識した十分な審議
- 経営計画の進捗状況のフォローアップ
- 後継者計画に関する議論の充実

今後は、取締役会にて、優先順位の高いテーマを協議、選定し、個別具体的な議論を進めていくこととしています。

政策投資株式の考え方

当社グループでは、株式保有リスクの抑制や資本効率性の観点から、その残高を削減することを基本方針としています。政策投資株式については、主たる事業の社会的意義、取引関係強化による収益への貢献度などの観点から、その保有意義・経済合理性を定期的に検証し、保有の妥当性が認められない場合には、取引先企業に十分なご理解をいただけるよう努めた上で、売却を進めます。なお、保有の妥当性が認められる場合にも、その残高削減の基本方針に則し、市場環境や経営・財務戦略などを考慮し、売却することがあります。

2026年3月末現在の残高は純資産の12.2%（前期末から0.4%低下）、967億円となりました。

2027年3月末をめどに、保有残高を純資産の10%以下、かつ、500億円以下まで削減する方針です。なお、当社グループでは、全ての政策投資株式について、その保有意義および経済合理性を定期的に検証・確認しています。当該検証・確認とは、主たる事業の社会的意義や取引関係強化による収益への貢献度に加え、取引先の成長性や資本コストを意識した現時点あるいは将来の採算性・収益性などを踏まえ、当社グループの企業価値の維持・向上に資するものであるかを総合的に判断することを指します。

株主・投資家との責任ある対話

株主総会

株主に議決権行使についてご判断いただく時間を十分にご提供するため、2026年6月24日開催の定時株主総会においては、法定期日より早く6月1日に招集通知の発送を行いました。また、これに先立ち、当社ウェブサイトにおいて、2026年5月25日に招集通知を早期開示しました。さらに、議決権行使を迅速かつ活発にするため、インターネットによる電磁的な議決権行使を2002年6月開催の定時株主総会より実施しています。2006年より(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加し、機関投資家が議決権を電磁的な方法により、直接、行使できる環境を整えています。加えて、当社ウェブサイトには招集通知、決議内容の掲載を行うなど、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。



機関投資家との対話

機関投資家との対話については、証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催をはじめ、IR担当役員によるミーティング、国内外の機関投資家を集めて開催される証券会社主催のカンファレンスへの参加など、積極的な活動を行っています。投資家とは、事業成績や事業環境、サステナビリティ、資本政策など幅広いテーマで対話を行っています。投資家からいただいたご意見は、経営陣や関係部署に適宜報告を行い、当社グループの経営戦略の立案・検討などに生かしています。

2025年度 機関投資家向けIRイベント

IRイベント	実施時期	説明者
決算説明会	2025年5月、11月(年2回)	社長、IR担当役員
証券会社主催カンファレンス	2026年2月	IR担当役員
証券会社主催スモールミーティング	2025年9月	IR担当者
海外IRロードショー	2025年6月 2026年3月	IR担当役員

2025年度 機関投資家とのIR個別取材

年間取材社数	87社(国内:56社/海外:31社) ^{※1}
--------	----------------------------------

個人投資家との対話

個人投資家に対する情報提供を今後のIRにおける重要事項と位置付け、取り組みを強化しています。企業認知度の向上とブランドの確立を目指し、ウェブサイトを活用したIR情報の発信や、個人投資家を対象とするイベントの実施などを検討しています。

※1 数値は延べ社数

コンプライアンス

基本的な考え方

メディopalグループは、「コンプライアンスの徹底」を経営方針の一つとして掲げています。ステークホルダーからの信頼を得て、持続的な発展を遂げる企業であり続けるためには、従業員一人一人が、法令を遵守するだけでなく、社会におけるルールやマナーを守り、高い倫理観に基づいて行動することが不可欠であると考えています。そのため、全従業員を対象とした教育や啓発活動を継続的に実施しています。

コンプライアンス推進体制

当社グループでは、当社の代表取締役社長が「グループコンプライアンス管掌」の任にあたり、経営トップが自ら率先してコンプライアンス経営を推進しています。

また、組織的かつ継続的に取り組んでいくため、社長直轄の組織として「コンプライアンス統括室」を設置し、グループ全体のさらなるコンプライアンスの強化を図っています。

加えて、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメントを継続的にモニタリングすることで、遵法精神に則った企業風土を確立し、適切にリスクを防止・低減していくことを目的として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、改善と継続に向けた、指導、助言、監督を行うこととしています。同委員会は、取締役会の諮問機関として、グループコンプライアンス管掌を委員長とし、医療用医薬品等卸売事業の営業経験のある業務執行取締役、社外取締役を交えた構成としています。また、監査役などもオブザーバーとして参加し、多角的な助言を得ることで、より実効性の高いモニタリングを行っています。

医療用医薬品等卸売事業を担うグループ各社の営業現

場においては、コンプライアンス推進の責任者として、営業部長をコンプライアンスリーダーに任命し、営業部門における意識の向上と推進状況の監視・監督を徹底しています。

さらに、監査およびモニタリング体制として、以下の取り組みを実施しています。

1. 独占禁止法監査の実施

監査担当部門が独占禁止法違反行為の有無および再発防止の取り組み状況を確認することを目的に、独占禁止法監査を実施しています。

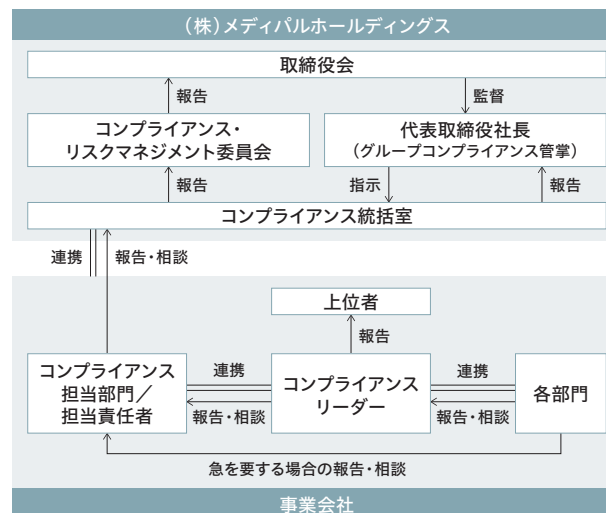
2. 監査結果の報告

監査結果は、四半期ごとに取締役会および監査役会に報告しています。

3. 整備状況の報告

当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備および運用状況についても、四半期ごとに取締役会へ報告しています。

コンプライアンス推進体制図(2026年4月1日現在)



企業活動指針の制定

2019年11月、(株)メディセオが公正取引委員会による立ち入り検査を受けたことを契機に、当社グループでは、経営トップがコンプライアンスを重視する姿勢を明確に示し、遵法精神に根差した企業風土の確立を図るべく、企業活動指針を制定しました。この姿勢をグループの従業員に浸透させるため、経営トップは各種会議やグループ内広報誌などを通じて、継続的にメッセージを発信しています。さらに、会議開催時には出席者全員が企業活動指針を唱和することで、従業員一人一人が正しい競争の実践に主体的に取り組んでいます。

独占禁止法違反防止への取り組み

当社グループでは、独占禁止法違反の防止に向けて、各種規程やルールの整備を進めています。併せて、就業規則の改定も実施しています。さらに、各社にコンプライアンス担当者を配置し、制定された規程やルールに基づいた適切な指導を行うことができる体制を構築しています。

事業計画・営業目標の見直し

独占禁止法違反となる事象を未然に防ぐという観点から、事業計画・営業目標はもとより、事業活動そのものの在り方についても、根本的な見直しを進めていきます。

独占禁止法遵守ガイドブックの作成

独占禁止法に関して、営業活動において誤解を招きやすい点や判断に迷いやすい事例について解説し、独占禁止法違反の未然防止を図ることを目的とした、分かりやすいガイドブックを作成しています。

入札談合等防止に関する規程の制定

入札談合やカルテルなどの独占禁止法違反行為を排除するとともに、それらの疑いを招く行為を未然に防ぎ、加えて巻き込まれるリスクの低減を図ることを目的として、入札談合等防止規程を制定しています。

見積もり・入札に関するルールに基づく対応

見積もり・入札を行う際には、同業他社との接触がないことを確認した上で決裁を得ること、また、受注の意思がない案件については見積書や入札書を提出しないことなど、遵法精神に則った正しい競争を実現するためのルールに基づいて対応しています。

同業他社との接触・業界活動ルールの策定

公正取引委員会による立ち入り検査を受けた直後から、同業他社との接触など、疑念を招く恐れのある行為については、原則として禁止しています。一方で、業界活動については、弁護士などの同席や議事録の保存といった一定のルールのもとで、適切な参加を認めています。

また、やむを得ず同業他社と接触する必要がある場合に備え、事前の決裁手続きを含む明確なルールを定め、厳格な運用を行っています。

独占禁止法専用の相談窓口(独禁法ホットライン)の活用

公正取引委員会の立ち入り検査の直後から、独占禁止法の遵守に関する判断が営業現場で困難となる事案に迅速に対応するため、公益通報窓口とは別に、独占禁止法専用の相談窓口(独禁法ホットライン)を設置しています。

贈賄行為防止への取り組み

当社グループでは、健全で正当な事業活動を遂行するにあたり、公務員などへの利益供与を一切禁止しており、各社において贈賄行為禁止規程を制定しています。また、その実効性を担保するため、第三者への寄付行為などの支出については、全て書面による社内決裁を経ることを必須とするなど、具体的な運用ルールも併せて制定しています。

さらに、医薬品・医療機器メーカーなど、海外に法人を有する企業を主要取引先とする当社グループにおいては、取引先企業から求められる教育基準を踏まえ、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会(AMDD)が実施しているFCPA(米国海外腐敗行為防止法)トレーニングの研修資料を参考に、年1回のオンライン研修を実施しています。

コンプライアンス意識向上に向けた取り組み

コンプライアンス研修の実施

eラーニングを活用し、以下の研修を実施しています。

コンプライアンス 関連研修実施状況 (自社主催分のみ)	
	● 独占禁止法研修:年1回 ● コンプライアンス研修:年1回 ● 情報セキュリティ研修:年2回 ● ハラスメント防止研修:年1回 ● FCPA研修:年1回 ● 販売情報提供活動ガイドライン研修:年4回

「コンプライアンスの日」を制定

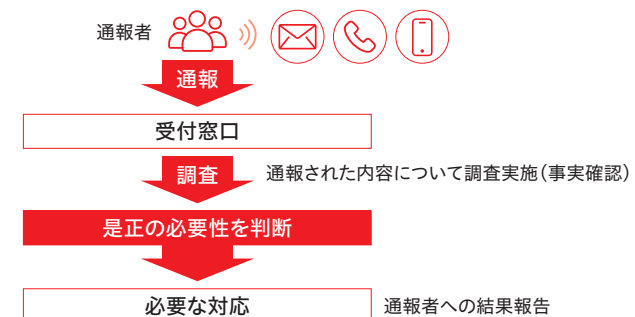
コンプライアンス重視の姿勢を継続していくため、11月27日を「コンプライアンスの日」と決めました。従業員を対象として、コンプライアンス強化の取り組みによる影響や、従業員のコンプライアンスに関する意識を把握するためのアンケートの実施などに取り組み、事件の風化防止に努めています。

内部通報制度

当社グループでは、内部の問題を早期に発見・解決する体制の一環として、公益通報ホットラインを設置しています。このホットラインは、業務に関する不正行為、法令違反、または反倫理的な行為が発生している、あるいは発生する恐れがある場合に利用できる旨を、イントラネットやポスターなどを通じて従業員に周知しています。

通報の受付窓口はグループ内と外部の両方に設けており、電話・メール・FAX・郵送といった多様な手段で通報が可能な体制とすることで、相談しやすい環境を整えています。また、通報者の守秘性を確保するため、受付窓口は独立した機関とし、通報者が不利益を被ることのないよう、社内規程にもその旨を明記しています。さらに、匿名による通報にも適切に対応できる体制を整えています。

公益通報ホットラインの対応イメージ



品質管理

基本的な考え方

メディopalグループにおいては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」をはじめとする薬事関連法規を遵守し、安全・安心な医薬品・医療機器等の流通を担うことを社会的使命としています。そのため、医薬品などの入荷から医療機関などへのお届けまで、品質管理の徹底に努めています。

品質の確保

当社グループでは、医薬品・医療機器等の保管および流通上の品質管理について、厚生労働省が定める省令をはじめ、JGSP※1およびJGSP2008に基づき、物流関連業務や管理薬剤師業務に関する各種マニュアルを作成し、適切な保管体制・流通体制の構築と運用に取り組んできました。

さらに、PIC/S※2 GDP*を踏まえて改訂された「JGSP GDP国際整合化対応版」や、厚生労働省から発出されたGDPガイドラインに準拠し、品質マニュアルやSOP(標準業務手順書)の策定、マネジメント体制の整備、GDPLレビュー会議における改善提案、ならびに教育活動などを実施しています。

教育訓練

当社グループでは、医薬品等の完全性を保持するため、期首に立案した教育訓練年間計画書に基づき、社員・商品管理担当者・配送担当者を対象に、品質マニュアルおよびSOP(標準業務手順書)に関する研修を計画的かつ継続的に実施しています。研修は、オンライン研修、座学、OJT(On-the-Job Training:職場内研修)など、複数の手法を組み合わせ、役割や習熟度に応じた形で展開しています。

導入時教育訓練

対象	新規配属者・新任者
内容	各部署における業務に対応した基礎的な手続きや知識の習得
時間	約5時間

定期教育訓練

対象	社員・商品管理・配送担当者
内容	GDPに関する知識、および医薬品の取り扱い製品の薬事・供給など、品質管理に関する知識の習得
時間	10時間以上

※1 JGSP(Japanese Good Supplying Practice)は、医薬品の供給における品質管理と安全管理に関し、保管・出荷・配送の各段階で温度、湿度、日光の影響などによって品質が損なわれないよう、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会で設けられた業界内の実践規範。JGSPは医療用医薬品に、JGSP2008は一般用医薬品に適用される

※2 PIC/S(Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme)は、医薬品査察協定および医薬品査察共同スキームからなる、医薬品の品質管理に関する国際的な協力枠組み

日本で偽造医薬品が拡大しない理由

世界的に偽造医薬品の拡大が深刻な問題となる中、日本では偽造医薬品が市場に紛れ込む余地がほとんどありません。その主な要因として、薬機法をはじめとする関連法規の整備と遵守が徹底されていること、加えて、医療用医薬品の流通の大部分(約96%)を医薬品卸が担っているという流通体制が挙げられます。

医薬品卸の存在により、①流通経路が簡素化されていること、②仕入れから配送までを自社で一貫して担っていること、③製薬企業や医療機関などとの密接な連携体制が構築されていることが、日本における信頼性の高い流通を支えています。

偽造医薬品の拡大を防ぐためには、質の高い流通基盤の存在と、それを支える継続的な投資が不可欠です。こうした観点からも、医薬品卸は安全と社会的コストの両面を担保する存在であるといえます。

当社グループでは、ロットトレーサビリティ管理を実施しており、「いつ」「どこに」「何を」「どれだけ」販売したかを正確に把握できる仕組みを構築しています。

そのため、製薬企業による自主回収が発生した場合にも、当社グループは製薬企業からの依頼に基づき、当該製品を販売した医療機関などへの迅速な情報提供および商品回収を可能としています。

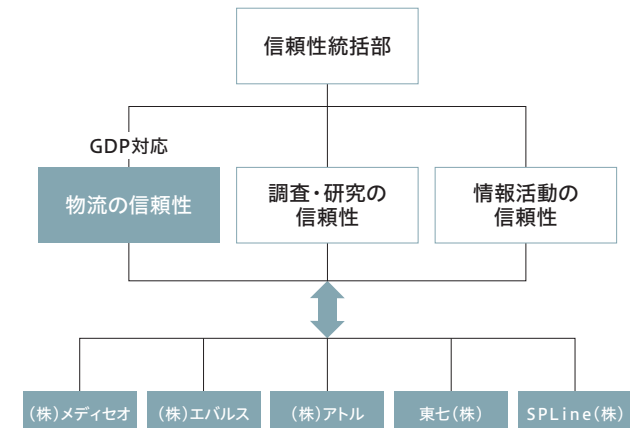
*用語説明は、P.75の用語集をご参照ください

日本版GDP*ガイドラインへの対応

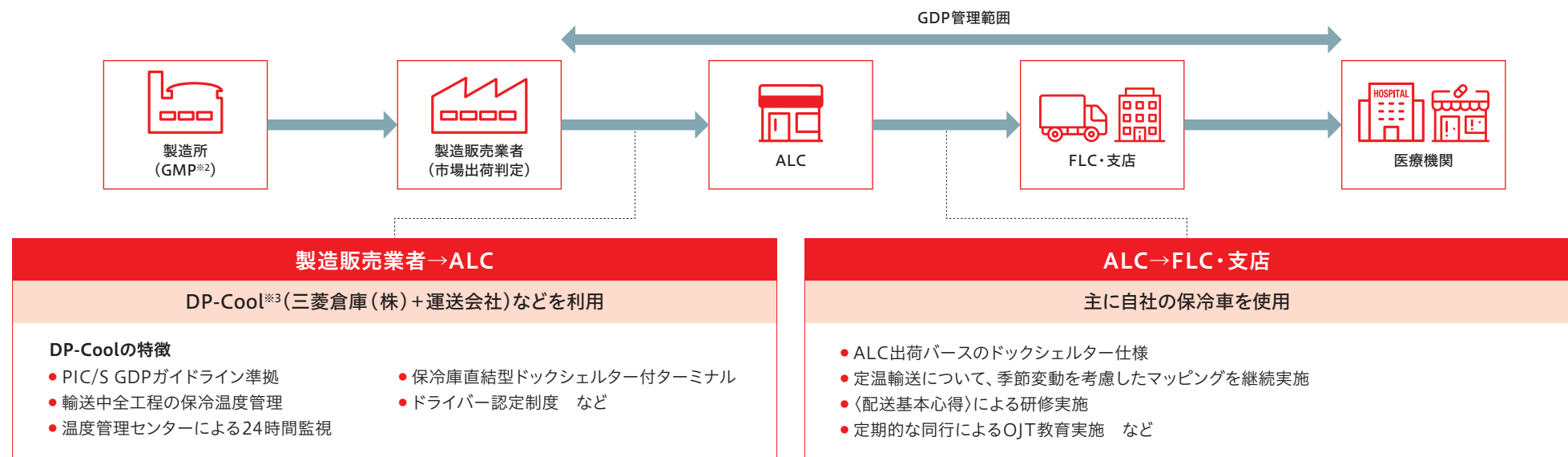
医療用医薬品の卸売事業会社5社^{※1}のロジスティクス本部などや全てのALC*に対して、品質マニュアルおよびSOP(標準業務手順書)に基づく教育訓練や、定期的な品質レビューを実施することで、GDP活動の定着と質の向上を図っています。また、2022年度より、これまで物流センターを中心に展開していたGDP活動をFLC*および支店にも拡大しており、(株)エパルスおよび(株)アトルでは2023年度に活動の定着を確認しています。(株)メディセオおよび東七(株)においてもGDP活動の展開を進め、2025年度に完了しました。

信頼性統括部の組織と役割

信頼性統括部では、医療用医薬品の卸売事業会社5社における物流の品質管理状況を統括しています。特に物流拠点であるALCにおいては、GDPガイドラインに基づく手法の定着と、継続的な物流品質の向上に向けた取り組みを推進しています。さらに、全国に展開するFLCや支店に対しても、同ガイドラインに基づく組織体制の整備や必要な設備投資を進めるとともに、商品管理・配送担当者を含む担い手への教育を積極的に実施しています。また、物流品質の信頼性向上を目的に、社内関連部門に加え、製薬企業や物流企业などとの連携を強化し、医薬品のさらなる適正流通の実現に向けて取り組んでいます。



医薬品のサプライチェーン



※1 (株)メディセオ、(株)エパルス、(株)アトル、東七(株)、SPLine(株)の5社
 ※2 適正製造規範
 ※3 PIC/S GDPガイドライン準拠の医薬品保冷輸送サービス

*用語説明は、P.75の用語集をご参照ください

リスクマネジメント

基本的な考え方

1. 宣言

メディopalグループは、リスクを「経営理念の実現に影響を与える要因」と定義し、企業活動に影響を与えるリスクを特定・評価し、組織的にリスクを防止・低減する管理体制を構築しリスクマネジメントを推進します。

2. 目的

経営理念を実現するために、以下の通りリスクマネジメントを推進します。

- (1) 企業価値の維持・向上
- (2) 経営資源の保全と有効活用
- (3) 継続的かつ安定的な事業の継続
- (4) ステークホルダーとの信頼関係の確立
- (5) 役員、従業員とその関係者の安全確保

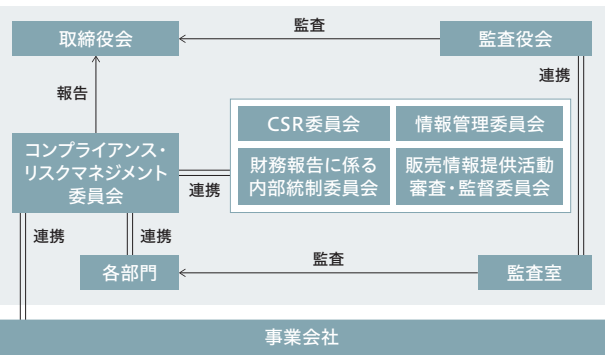
3. 行動方針

- (1) リスクマネジメントを経営の最重要課題と捉え、全社的な取り組みを行います。
- (2) リスクマネジメントの実施により、企業価値の維持・向上に努めます。
- (3) リスクに関連する社会的要請をリスクマネジメントシステムに反映させます。
- (4) 継続的なリスクマネジメントを通して、一人一人のリスク感性を磨き、知識を高め、リスク発生の防止・低減と対応能力の向上を図ります。
- (5) リスクが発生した場合は、損失を最小限に留めるために、迅速な対応をとり、早期回復に努めます。

4. 推進体制

リスクマネジメントの体制および基本的事項を規定した「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」(委員長:グループコンプライアンス管掌 代表取締役社長)を設置し、リスク情報全般の把握と迅速かつ適切な対応をとり、グループ全体で全社的なリスクマネジメントを推進します。

リスクマネジメント体制(2026年4月1日現在)



事業等のリスク

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項としては、以下のようなものが挙げられます。なお、文中に記載された将来に関する事項は2026年3月末現在における当社グループの判断に基づくものです。

- 医療保険制度
- 薬価制度
- 特有の法的規制
- 医療機関などの取引慣行
- 製薬企業などの取引慣行
- 競争環境の変化
- システムトラブル
- 情報の漏えい
- 災害、交通事故、感染症
- 気候変動
- 労働力の確保
- 投資
- 法令違反

主なリスクの対応事例

災害について	
概要	当社グループでは、医薬品、日用品など、健やかな生活に欠かせない商品の流通を担っており、平時・有事を問わず、必要とされる商品を確実にお届けするため、さまざまな対策を講じています。万が一、大規模災害が発生した場合には、事業の停止、販売機会の損失に伴う売上高の減少、さらには復旧費用の発生などにより、業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。
対応策	地震・台風などの自然災害、パンデミックなどの事態に備え、危機管理体制の整備を進めるとともに、有事においても迅速な供給活動を継続できるよう、BCP(事業継続計画)を策定しています。
交通事故について	
概要	当社グループでは、お客様への営業活動や商品配送にあたり、多くの車両を使用しています。そのため、万が一重大な交通事故を起こした場合には、社会的信用が低下し、業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。
対応策	交通事故を防ぐために、ドライブレコーダーの設置や自動ブレーキ搭載車両の導入を推進しています。さらに、安全運転月間を設けるとともに、警察の指導のもと講習会を開催するなど、交通事故防止に関する啓発活動にも積極的に取り組んでいます。
労働力の確保について	
概要	当社グループが取り扱う医薬品や日用品などを安定的に流通させるためには、質の高い人材の確保と、適正な要員配置が不可欠です。しかし、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、流通分野における労働力の確保は年々厳しさを増しています。今後、労働需給の逼迫がさらに進み、人材を十分に確保できない場合には、業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、法令や制度の改正、物価の変動などにより、従業員に関わるコストが大幅に増加した場合にも、業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。
対応策	物流センターの省力化や配送体制の見直しによる業務効率の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、労働環境の整備・改善に取り組んでいます。

BCP(事業継続計画)

基本的な考え方

メディopalグループは、平時はもとより、震災などの大規模災害やパンデミック発生時においても、商品の安定供給に支障を来さないことを目的に、さまざまなリスクを想定し、事業特性に応じた実効性のあるBCP(事業継続計画)を策定しています。社会インフラを担う企業として、その責任を果たしていきます。

体制

当社グループでは、自然災害発生時の被害想定や事前対策、業務・組織体制などを具体的に示した「災害対策マニュアル(自然災害編)」に基づき、震度6弱以上の地震が発生した場合、事務局長からの災害の発生または切迫の報告を受けて、当社グループ災害対策本部長が災害対策本部の設置の有無を判断します。本部は、被災地域におけるグループ各社の従業員とその家族の安否、建屋・システム、ライフライン、商品供給体制などの状況を速やかに確認し、事業継続に向けた各種対応を主導します。

また、感染症の発生・流行時には、「災害対策マニュアル(感染症編)」に基づいて災害対策本部事務局を立ち上げ、WHO(世界保健機関)や日本政府などからの感染症情報を収集します。国内での感染発生後に拡大の可能性がある場合には、同様に事務局長からの報告を受け、災害対策本部長が本部の設置の有無を判断します。

お客様や従業員の安全を確保しつつ、医薬品などの安定供給を継続するため、政府および各地域の動向に関する情報を一元的に集約し、さまざまな事態を想定した対策を迅速かつ柔軟に進めていきます。

災害対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災などでの被災経験を踏まえ、当社グループでは「災害時にも止まらない物流」の実現に向け、さまざまな取り組みを継続的に進めています。自然災害と共存せざるを得ないこの国において、さまざまなシナリオに備えた万全の準備を進めています。

■ 建屋の耐震・免震化

震災による商品の落下や損壊、物流設備の故障を防ぐため、物流センターをはじめとする主要拠点において、建屋の耐震・免震化を進めています。



■ 非常用自家発電装置の設置

本社や物流センターなどの主要拠点には、非常用の自家発電装置を設置し、災害時の事業継続を支える体制を整えています。



■ 非常時の配送手段の整備

公共交通機関や交通網が寸断された場合に備え、物流センターなどに緊急配送用バイクを配備。車両の通行が困難な場所に菓を届ける重要な配送手段となっています。



■ 自家給油設備の設置

過去の震災時のガソリン不足の経験を踏まえ、主要な物流センターに自家給油設備を設置しています。



情報管理

基本的な考え方

メディopalグループでは、顧客情報をはじめ、さまざまな情報を保有しており、これらを適切に管理・保全することは、当社グループに課せられた重要な社会的責任であると認識しています。近年、ランサムウェアやサプライチェーン攻撃といったサイバーセキュリティ上の脅威が増大していることを受け、当社ではシステムなどのハード面の対策に加え、情報を取り扱う従業員に対する教育など、ソフト面の強化にも注力しています。こうしたハードとソフトの両面から対策を講じることで、情報管理の徹底に努めています。

方針・体制

当社グループでは、情報管理の基準として共通の「情報セキュリティ・ポリシー」を策定しています。情報管理を徹底するため、情報管理最高責任者(代表取締役社長)を頂点とする情報管理委員会を設置し、サイバーセキュリティ対応の強化をはじめとする施策について検討を進めています。

併せて、各社・各部署に管理者および担当者を配置し、社内全体での情報管理体制を整備しています。

教育制度

当社グループでは、情報管理において最も重要なのは、情報を取り扱う従業員一人一人の意識であると考えています。この考えに基づき、情報管理に対する注意喚起とセキュリティ意識の向上を目的として、年2回のeラーニングによる

情報セキュリティ研修を実施しています。加えて、階層別研修においては、新入社員や管理職を対象に、社内ルールに基づいた情報の適切な取り扱いを促す研修を行っています。さらに、情報セキュリティに関する情報収集の強化やリスク分析にも取り組み、必要に応じて標的型メールなどへの注意喚起を実施することで、各職場における情報セキュリティ意識の徹底を図っています。

情報漏えい・データ改ざん防止

組織内部における意図しない操作や過失、不正行為による情報漏えい・データ改ざんを防止するため、アクセス権限の最小化を徹底し、PCログイン時には2要素認証を導入することで、不正利用やなりすましの防止に努めています。PCについては、操作履歴を記録して不審な操作を追跡できるようにするとともに、不審サイトへのアクセス遮断や、不正デバイスの使用検知と自動排除を実施しています。モバイル端末に対しては、生体認証と保存データの暗号化により、情報の安全性を確保しています。さらに、メール誤送信

対策としては、送信内容の自動検査に加え、特定条件下では上長承認を必要とする設定を行い、誤送信の防止を徹底しています。

サイバー攻撃・不正アクセス対策

サイバー攻撃、不正アクセス、マルウェア感染などの外部脅威から情報資産を保護するため、ファイアウォールの設置や接続元PCを限定した安全なリモートアクセスにより不正侵入を防御しています。

また、全てのPCおよびサーバーにはマルウェア対策としてEDR^{※1}を導入し、攻撃初期段階における不審なシステム挙動をリアルタイムで監視・検知することで、迅速な対応を可能とし、加えて、不審メールのフィルタリング体制も強化しています。

さらに、外部SOC^{※2}と連携し、24時間体制での監視を実施し、攻撃の兆候をいち早く把握するとともに、インシデント発生時には影響範囲の特定や、PC隔離などの初動対応を迅速に行い、被害の最小化と早期復旧に努めています。

情報漏えい・データ改ざん防止対策例

- 端末ログイン時の2要素認証・生体認証導入
- 端末の保管データの暗号化
- 操作履歴の記録
- 不審サイトへのアクセス遮断
- 不正デバイスの使用検知と自動排除
- 送信メールの自動検査・特定条件下での上長承認(誤送信防止)

サイバー攻撃・不正アクセス対策例

- ファイアウォールの設置
- 接続元PCを限定した安全なリモートアクセスの設定
- 全てのPCおよびサーバーにマルウェア対策としてEDRを導入
- 外部SOCと連携し、24時間体制での監視を実施
- 医療用医薬品等卸売事業会社4社をはじめとするグループ会社におけるCSIRT^{※3}の展開

※1 PCやサーバー（エンドポイント）の状況、通信内容などを監視し、異常や不審な挙動があれば管理者に通知するとともに、ブロックを行うセキュリティ技術
 ※2 企業や組織のネットワークやシステムを24時間365日体制で監視し、ログ収集と分析、インシデントが発生した際の対応策の提案・実行支援を行う専門チーム
 ※3 Computer Security Incident Response Teamの略。社内外への迅速な報告や専門機関への調査依頼など、被害拡大を防ぐための体制